

中国のウイグル人迫害とウイグル強制労働防止法の成立を求める
意見書

近年、欧米各国では、人権問題に起因するリスク管理の取組として、企業に対し、人権デュー・デリジェンス（人権DD）を義務付けている国が増えており、これらの国々では、強制労働などの人権問題に関連する製品等の輸出入を禁止する法律の制定が進められている。特にサプライチェーンにおける人権侵害が顕在化していることから、企業はこの問題への対処を求められており、その代表的なものが国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」である。

このような国際情勢の中、日本政府は、2020年に「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定したものの、当計画には罰則がなく、法的な拘束力を欠いていることから、企業側の自主的な取組に委ねられているのが現状である。

中国政府は、新疆ウイグル自治区において、ウイグル人の宗教や言語、文化など、民族が存在していた歴史を消し去ろうとしており、国際社会から非難の的となっている。国連総会の主要委員会の一つであり、人権問題を扱う第3委員会においては、50か国以上の国々が賛同し、「中国新疆ウイグル自治区で起きている人権侵害を深刻に懸念している」と表明する共同声明を出した。これは、「深刻な人権侵害」が起きていると指摘する国連人権高等弁務官事務所の報告書の内容を盛り込んだものである。

また、米国では、「ウイグル強制労働防止法」が施行され、新疆ウイグル自治区からの輸入品が強制労働で生産されたものではないと企業が明白に証拠を示すことができない限り、同自治区が関与する産品輸入を原則禁止することとなっている。このような取組については、国際社会が結束して協調することにより、効果を高めることができるものであり、我が国においても、同様の法整備は喫緊の課題である。

よって、政府においては、新疆ウイグル自治区における強制労働に関わった全ての産品輸入を原則禁止とする法律を早期に成立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月24日

内閣総理大臣

外務大臣 宛て（各通）

防衛大臣

衆参両院議長

水戸市議会議員 大津 亮一